大阪、昭48不9、昭48.５.16

命　　令　　書

申 立 人　全自交西日本タクシー交通労働組合

被申立人　西日本交通株式会社

同　　西日本タクシー株式会社

主　　文

1　被申立人らは、すみやかに申立人との間で、A1の解雇問題、新車入替えなどの職場要求問題および車庫移転問題について、団体交渉を行なわなければならない。

2　申立人のその他の申立ては、これを棄却する。

理　　由

第1　認定した事実

1　当事者

⑴　被申立人西日本交通株式会社（以下「西日本交通」という）および同西日本タクシー株式会社（以下「西日本タクシー」という）は、肩書地に本社および営業所を置き、それぞれ従業員約90名、車輛約45台をもってタクシー事業を営む株式会社である。

西日本交通および西日本タクシーは、その代表取締役をはじめとするほとんどの役員および事務関係従業員が同一であり、また、事務所や車庫も同一場所にあり、したがって、実質的には、一つの企業のごとく一体的に経営されている。

なお、以下においては、西日本交通および西日本タクシーを両社と総称する。

⑵　申立人全自交西日本タクシー交通労働組合（以下「組合」という）は、両社それぞれ

の従業員約 30 名で組織する労働組合であり、全国自動車交通労働組合大阪地方連合会（以下「全自交大阪地連」という）に加盟している。

2　団体交渉について

⑴　両社には、従来労働組合が組織されていなかったが、昭和 47 年３月ごろから、従業員間に労働組合結成の気運が高まり、A_2ら約 10 名の従業員が組合結成の準備活動を開始した。ところが、西日本交通が、これら準備活動に従事していたA_1を、飲酒のうえ上役に暴言を吐いたことなどを理由として、11 月 27 日づけで懲戒解雇したため、A_2らは、12 月６日、全自交西日本交通タクシー労働組合結成準備会を結成し、直ちに同準備会名で両社に対し、A_1に対する解雇の撤回等を申入れた。

⑵　12 月 12 日、前記準備会のメンバーらは大会を開き正式に組合を発足させ、直ちに両社に対して、組合を結成した旨および組合役員名を通告するとともに、新車の入替えなど６項目からなるいわゆる職場要求事項を協議内容とする団体交渉を同月 16 日に開催するよう申し入れた。

なお、西日本交通には親交会、西日本タクシーには互助会と称する各社の従業員全員をもって組織する親睦団体（以下「親睦会」と総称する）が存しているが、組合員らは組合結成後、全員この親睦会から脱退した。

⑶　12 月 16 日、組合からの上記申入れによる団体交渉が開催された。しかし両社は、組合の要求に対して、年が明けてから方針を立てて回答するなどと述べて、結局この団体交渉は組合の要求を聞きおく程度で終った。

⑷　48 年１月 12 日、組合は両社に対して、A_1の解雇問題等について、同月 15 日に団体交渉を開催するよう文書で申し入れた。

しかし、両社はこの申し入れを無視し、さらにその後の組合からの口頭による再三にわたる団体交渉開催申入れにも応じなかった。

⑸　そこで組合が、２月３日、両社に対してあらためて文書により団体交渉の開催を申入れたところ、同月 17 日、両社の常務取締役を兼ねるB_1は「組合が組織されたということは一応認めますが、未だ組合規約、組合員名簿等の提出がなく、そうした状態

では私としては開催いたしかねます。その手続がなされた時点で開催の日時を決定いたしたいと思います」との旨文書により回答した。

組合はこれに対して、組合規約や組合員名簿の提出を団体交渉の前提条件とすることはできないと主張して、とりあえず団体交渉を開催するよう申し入れた。しかし、両社はこれに応じなかった。

⑹ その後、西日本タクシーは同社所属の車輌を同社から約300メートル離れたところにあるモータープールに移すこと（以下「車庫の移転」という）を計画し、親睦会とのみ協議して３月３日にこれを実施することを決定するとともに、大阪陸運局長に対して営業所の新設を申請した。

⑺ ３月１日、上記車庫の移転について組合役員らは全自交大阪地連副委員長Ｃとともに両社に赴き、両社の代表取締役を兼ねるＢ₂に面会を求めたところ、同人は、営業会議中であることを理由にこれを拒否した。

そこで組合は、翌２日、両社に対し、文書で上記面会拒否について抗議するとともに、車庫移転問題について団体交渉を開催するよう申入れた。しかし、両社はこれにも応じなかった。

なお、車庫の移転は、組合が大阪陸運局長に対して、移転先であるモータープールには休憩施設などタクシー事業に必要な設備がないことなどを理由に移転を直ちにやめさせるようにと要請し、これを受けた同陸運局長が西日本タクシーに対して、車庫の移転について組合と十分協議を尽すよう指示し、結局、この移転は中止された。

⑻ 本件申立て後も組合は両社に対して、文書および口頭により、新車入替え、Ａ₁の解雇問題などについて再三にわたり、団体交渉の開催を申し入れているが、両社は一切これに応じず、本件審問終結時にいたっても団体交渉は開催されていない。

第２　判断

組合は､両社は組合を無視し､組合の諸要求についての団体交渉を拒否し続けているが､このような両社の態度は明らかに労働組合法第７条第２号に該当する不当労働行為であると主張するので、以下判断する。

両社が、47 年 12 月 16 日の団体交渉以降、組合から再三にわたる団体交渉開催の申し入れに対して一切応じず、結局、本件審問終結時にいたっても団体交渉が開催されていないことならびに両社の団体交渉拒否の理由は、組合が両社に対して組合規約および組合員名簿を提出しないことであることは、前記認定のとおりである。

しかしながら、労働組合がその規約を使用者に提出する義務を負うものでないことはもとより、組合規約の提出を団体交渉の開始もしくは応諾の要件となし得ないことは論を俟たず、また、組合員名簿についても、賃上げ等の団体交渉において、その交渉の進展情況に応じて、組合員名簿の提出を求める必要が生じるなど、合理的理由のある場合であればともかく、本件の場合のごとく、新車の入替え等のいわゆる職場要求および解雇撤回要求などを交渉事項とする団体交渉において、組合員名簿の提出がなければこれに応じないとする会社の態度は不当であるといわざるを得ない。

したがって、会社は何ら正当な理由なく組合との団体交渉を一切拒否しているのであって、この会社の態度は、労働組合法第７条第２号に該当する不当労働行為である。

なお、組合は、陳謝文の掲示をも求めているが、今後の労使関係の円満な進展を期待してあえてかかる救済を付加しない。

以上の事実認定および判断に基づき、当委員会は、労働組合法第 27 条および労働委員会規則第 43 条によって、主文のとおり命令する。

昭和 48 年５月 16 日

大阪府地方労働委員会

会長　川　合　五　郎